

# 岐阜県公報

## 目 次

### 規 則

岐阜県介護保険審査会規則の一部を改正する規則

(高齢福祉課)

ページ  
一

## 規 則

岐阜県介護保険審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十五号

岐阜県介護保険審査会規則の一部を改正する規則

岐阜県介護保険審査会規則(平成十一年岐阜県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「に規定する」を「の」に改める。

第四条第二項中「に規定する」を「の」に、「従い」を「応じ」に、「又は振興局」を「県事務所又は岐阜地域福祉事務所」に改め、同項の表を次のように改める。

岐阜市長が行った処分に係る審査請求の事件を取り扱う合議体	健康福祉部高齢福祉課
羽島市長、各務原市長、山県市長、羽島郡に所在する町の長及びもとす広域連合長が行った処分に係る審査請求の事件を取り扱う合議体	岐阜地域福祉事務所
大垣市長、海津市長、養老郡及び不破郡に所在する町の長、安八郡広域連合長が行った処分に係る審査請求の事件を取り扱う合議体	岐阜県西濃県事務所
揖斐広域連合長が行った処分に係る審査請求の事件を取り扱う合議体	岐阜県揖斐県事務所
美濃市長、関市長及び郡上市長が行った処分に係る審査	岐阜県中濃県事務所

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十七年四月一日

請求の事件を取り扱う合議体	
美濃加茂市長、可児市長並びに加茂郡及び可児郡に所在する町村の長が行った処分に係る審査請求の事件を取り扱う合議体	岐阜県可茂県事務所
多治見市長、瑞浪市長及び土岐市長が行った処分に係る審査請求の事件を取り扱う合議体	岐阜県東濃県事務所
中津川市長及び恵那市長が行った処分に係る審査請求の事件を取り扱う合議体	岐阜県恵那県事務所
高山市長、飛驒市長、下呂市長及び大野郡白川村長が行った処分に係る審査請求の事件を取り扱う合議体	岐阜県飛驒県事務所

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社